

# 令和7年度 立花小学校 「学校いじめ防止基本方針」

## 1 いじめ防止の基本的な考え方

### (1)いじめの定義

#### 【「いじめ」とは】

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを言う。

### (2)いじめ防止の基本理念

いじめは、どの学校、どの子どもにも起こり得ることです。したがって未然防止、早期発見、早期対応の取組を整備することが重要である。

そこで、関係法規の趣旨を踏まえ、本校において、いじめ防止の取組が組織的計画的に実施されるよう、「立花小学校いじめ防止基本方針」を策定し、以下の3点を本校のいじめ防止の基本理念として取り組んでいく。

#### ①「いじめの防止」が大きな教育課題であるという共通認識の高揚

いじめは、人として決して許されない行為です。しかしながら、どの児童にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続して未然防止早期発見、早期対応に取り組むこと。

#### ②「いじめを出さない学級づくり」を担任任せではなく、計画的、組織的に展開

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要があります。とりわけ、「いじめを生まない土壤づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践すること。

#### ③家庭・地域への啓発を含めた協力・協働の体制の強化

いじめられている児童の立場に立ち、その児童の心の痛みをしっかりと親身になって受け止め、最後まで守り抜くという姿勢を貫き、家庭や地域と協力しながら、いじめ問題を解決すること。

### (4)いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合は「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。

いじめには様々な特質がありますが、以下の①～⑦は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ①いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## 2 適切な学校評価・教員評価

- いじめの取組に関する評価は、学校基本方針に位置づけられたP D C Aサイクルに基づき行う。(第34条対応、新)
- 国の「学校評価ガイドライン」を参考に、評価項目を作成し、アンケート等による学校評価を適切に行い、その結果を以降の取組に活かす。(第34条対応、継続)
- いじめに関する学校評価については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめの問題に対して学校が、問題を隠さず、その実態把握や対応にどのように取組を行っているのかについて評価する。(第34条対応、継続)
- いじめに関する教員評価については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組を評価し、その結果を以降の取組に活かす。

## 3 職員研修

- (1) 本校の「学校いじめ防止基本方針」の共通理解を図る研修会の実施
- (2) 「いじめの未然防止・早期発見・早期対応の手引き」を活用した研修会の実施
- (3) 専門家を講師として招聘した研修会の実施
- (4) 配慮が必要な子ども達の情報共有と対応についての研修会(年度初めと夏季休業中)

## 4 いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの対処の取組

- (1) いじめの未然防止の取組(豊かな人間性を育む教育の推進)
  - ① 命の教育の推進(道徳教育の充実)
    - ・命の大切さ(生命尊重・思いやりの心)を学ぶ道徳の時間の充実
    - ・道徳的実践力を高める取組の工夫(ふわふわにこにこポスト・奉仕体験活動)

※ 特に、道徳科の時間を活用して、学年の発達段階に合わせ生命尊重の価値項目で授業を行い、命を大切にする心を養う。
  - ② 人間関係・集団づくりの推進
    - ・学級会活動、児童会活動等による話合い活動の充実
    - ・異学年集団による活動の推進(たてわりによる学校行事・たてわり掃除)
    - ・人間関係、集団づくり等のスキル指導(エンカウンター・ソーシャルスキルトレーニング)
  - ③ 体験活動の推進
    - ・生活科、総合的な学習の時間による自己課題達成のための体験活動の充実
    - ・集団における体験活動の推進(宿泊訓練・通学合宿・修学旅行)
    - ・かべを乗り越える体験の実施(竹太鼓の演奏・一輪車の乗車など)
  - ④ 基本的な生活習慣の定着と規範意識の育成
    - ・新“家庭教育宣言”による保護者と連携した基本的な生活習慣育成の取組
    - ・学校の重点目標「三つの約束」「三つの行い方」「三つの学び方」の指導の充実

### (2) いじめの早期発見の取組

- ① 「いじめ・人間トラブルの早期発見チェックポイント」や「ダイジェスト版」等を活用した早期発見の取組
- ② 全児童に対し「いじめに特化した学校生活アンケート」または、「学校生活アンケート」の月1回の実施
- ③ 教育相談週間の設定

- 毎学期、教育相談週間を設定する。この期間に、アンケートに基づく個別面談を年間3回行うことで、いじめ問題等の発生がないかを全児童に確認していく。
  - 必要に応じて担任外教育相談を実施する。
- ④ 相談ポストの設置と活用
- ⑤ 「家庭用チェックリスト」や「家庭向けリーフレット」等を活用し、家庭と連携した早期発見の取組の実施

#### (3) いじめへの対処の取組

- ① 一次対応(緊急対応)・二次対応(短期対応)・三次対応(長期対応)による支援と指導
- ② 町の支援チーム、県と連携したいじめ問題学校支援チームの活用
- ③ 警察等との連携・通報

#### (4) 重大事案が発生した時

- ① 重大事態についての基準

##### 【重大事態とは】

- ア いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき：児童生徒が自殺を企図した場合等
- イ いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき：不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連續して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手

- ② 重大事案発生時の早期組織編成(緊急時委員会)と正確な事情聴取の実施  
(①自殺または自殺の企画 ②いじめが原因による30日以上の不登校欠席)
- ③ 重大事態発生時の連絡体制（町教育委員会との連携と調査）

- ア 発見者⇒担任⇒学年主任⇒生徒指導主任⇒教頭⇒校長  
イ 校長⇒教育委員会学校教育課

※緊急時には、臨機応変に対応する。  
※教育委員会への一報後、改めて文書で報告する。  
※必要に応じて警察等関係機関にためらわずに通報する。

#### ④ 重大事態発生時の初動

- ア いじめ対策委員会の招集  
イ 教育委員会学校教育課への報告と連携  
ウ 調査方法：<事実の究明>
  - ・いじめの状況、いじめのきっかけの聴取
  - ・事実に基づく聴取：被害者→周囲にいる者→加害者の順

エ 警察への通報など関係機関との連携

## 5 ネット上のいじめの対応

- (1) 学級活動等による、「自分事として考える」情報モラル教育の実施
- (2) 講師招聘による保護者と学ぶ規範意識育成事業の実施
- (3) 学校通信「立花っ子」を通して、ネットトラブル防止の働きかけやメディアとの付き合い方の提案等を実施

## 6 教育相談体制

- (1) スクールカウンセラー等による教育相談体制の充実
  - いじめ発生時の新宮町教育委員会への速やかな報告と S C ・ S S W との密な情報交換を実施
- (2) 相談窓口の保護者・児童への周知
  - 自由に相談できる機関やその窓口について、通信等を通じて発信
- (3) いじめの相談・通報窓口
  - いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行います。
  - ①学校におけるいじめの相談・通報窓口
    - ア 教頭
    - イ 特別支援コーディネーター  
(生徒指導担当)
    - ウ 養護教諭  
電話 9 6 3 - 0 0 3 0
  - ②学校以外のいじめの防止相談・通報窓口
    - ア 福岡教育センター教育相談  
電話 9 4 8 - 3 0 0 0
    - イ 新宮町教育委員会学校教育課  
電話 9 6 3 - 1 7 3 9

## 7 保護者、地域等への働きかけ

- (1) 学級集会等PTA活動におけるいじめ問題に関する研修会の実施
  - 保護者・地域との情報交換及びいじめ等防止啓発
- (2) いじめに特化した家庭用リーフレットやチェックリストの活用
- (3) 見守り隊や地域等との連携によるいじめを見逃さない見守り活動に関する協力体制の確立